

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和8年6月25日（木）

午前9時59分開会

午前11時34分閉会

II 場 所 第2委員会室

III 出席委員

委員長	庄司 昌弘
副委員長	光澤 智樹
委員	大井 陽司
〃	安達 孝彦
〃	岡崎 信也
〃	奥野 詠子
〃	武田 慎一
〃	宮本 光明

IV 出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田 康志
農林水産部次長	荻浦 明希子
農林水産部次長	桶谷 祐二
農林水産部次長	松井 伸彦
農林水産部参事	吉島 利則
参事・農林水産企画課長	
	池田 佳美
参事・市場戦略推進課長	
	伴 義人
参事・農業技術課長	山崎 一浩
参事・農村整備課長	國分 義幸
参事・森林政策課長	滝口 明信
農産食品課長	林 保則

農業経営課長	米澤浩太郎
農村振興課長	加藤真一
水産漁港課長	堺 広光
農林水産企画課課長（企画担当）	齊藤祐三子
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）	片山 雅雄
農村振興課課長（中山間農業振興担当）	飛世 大輔
森林政策課課長（森づくり推進担当）	四十住敬史

土木部

土木部長	川上 孝裕
理事・土木部次長	大西 哲憲
土木部次長	山中 久生
参事・建設技術企画課長	根上 幹雄
参事・河川課長	若林 修
参事・砂防課長	松本 直樹
参事・港湾課長	竹島 靖
管理課長	吉尾 望
道路課長	澤 徹
都市計画課長	高野 卓弥
建築住宅課長	吉野 博行
営繕課長	中島 道長
都市計画課課長（下水道担当）	梶本 敏規
都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当）	高沢 秀幸

企業局

企業局長 牧野 裕亮
企業局次長・経営管理課長
荒木美智子
企業局次長・水道課長
石井 雅
電気事業室長 森田 智之
電気事業室発電企画課長
大野 憲保
電気事業室新エネルギー開発課長
佐々 佳則
水道課課長（機能維持推進担当）
澤田 博

V 会議に付した事件

- 1 6月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 6月定例会付託案件の審査

(1) 質疑・応答

庄司委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

これより付託案件についての質疑に入ります。

質問はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(2) 討論

庄司委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(3) 採決

庄司委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第85号利賀ダムの建設に関する基本計画の変更の件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

庄司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号令和8年度富山県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管分外6件及び報告第4号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

庄司委員長 挙手全員であります。

よって、議案第71号外6件及び報告第4号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

庄司委員長 次に、請願・陳情の審査に入りますが、今回はいずれも付託されておられませんので、御了承願います。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

庄司委員長 次に、閉会中継続審査事件の申出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申出案のとおり議長に申し出たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄 司 委 員 長 異 議 な し と 認 め ま す。

よって、お手元にお配りしてある申出案のとおり議長に申し出ることに決定いたしました。

4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

梶本都市計画課課長

- ・令和7年度富山県流域下水道事業会計決算（見込み）について

荒木企業局次長・経営管理課長

- ・企業局の令和7年度決算（見込み）について
- ・新たな「経営戦略（素案）」のパブリック・コメントの実施について

資料配布のみ

市場戦略推進課

- ・原料米価格高騰対策緊急支援事業の実施状況について

農業技術課・農産食品課

- ・令和8年度の主要農作物の作付及び生育状況について

(2) 質疑・応答

大井委員

- ・建設資材（石油化学製品）の供給影響と今後の見通しについて

安達委員

- ・農村RMOのモデル事業の成果と今後の展開について
- ・中山間地域等直接支払制度の要件緩和と制度改善について
- ・クマ被害対策について

岡崎委員

- ・富岩運河環水公園の水質について
- ・米などの県産作物の輸出戦略について

奥野委員

- ・富山駅付近連続立体交差事業の完成時期について
- ・LED照明の県発注工事への影響について

武田委員

- ・県道長楽寺福光線の進捗状況について
- ・県道砺波福光線の4車線化への対応について
- ・県道改良工事における安全対策について

光澤委員

- ・国道415号の整備に伴う現道の移管について

庄司委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

大井委員 建設資材の供給の影響と今後の見通しについて伺いしたいと思います。

本定例会でもホルムズ海峡の関係、そして物価高騰、物が入ってこないという話がありました。しかしながら、6月17日、アメリカとイランの両首脳による覚書の署名を受けて、ホルムズ海峡の通過が再開して日本向けのタンカーの動きも本格化してまいりました。ようやくエネルギーの大動脈に明るい兆しが届いております。

しかし、やはり我が国が輸入する原油の9割がこの海峡を通過しており、閉鎖が続いたこの3か月間、シンナーや接着剤、塗料といった建築副資材のいわゆるナフサ由来の資材が非常に品薄になりました。そして、私どものほうにもやはり物が無い、塗料や防水材が入ってこない、工程を組み直さざるを得なかったというような切実な声を多数聞いたわけでございます。

そこで、今回のニュースを受けて、県内の現場で生じて

おりました物流の目詰まりについて、その解消状況を本県はどのように認識しているのかお伺いしたいと思っております。根上建設技術企画課長、よろしくお願いします。

根上建設技術企画課長 国土交通省では、建設資材の目詰まり箇所の特定制定などのため、地方整備局ごとに管内の住宅建設業関係団体に対するヒアリング等を実施しておられるところでございます。県内では、今月12日から行われており、県も同席しております。

このヒアリングでは、塗料全般について、4月、5月の入手困難な状況からは一部改善が見られるものの、依然としてシンナー等、品目によっては入手困難な状況が続いているということ、配管材料や断熱材については、数量の制限や入荷の遅れはあるものの、入手ができない状況ではないといった声がありました。

県としては、4月、5月に比べると一部で改善はしているものの、依然として入手困難な状況が続いている資材があると認識しております。

また国土交通省からは、先週、住宅建設業関係団体に対しまして、防水材や断熱材、塩ビ管等に関するメーカーなどからの製品供給情報が提供され、今後も前年同月並みの生産供給量を維持するといった出荷見通しが示されるとともに、実際に必要な数量に基づいた発注をお願いしたいとされております。

国土交通省では、ヒアリング等を踏まえて経済産業省と連携して目詰まりの解消を図っていくと聞いており、引き続き国と連携して資材の流通状況について情報収集を行い、適切に対応してまいります。

大井委員 徐々に正常化に向かいつつあるということで、前向きな答弁に感じましたが、そこで価格について、引き続き質問したいと思います。一度上がった資材価格がすぐに

元の水準に下がることはなかなか難しいのではないかと、つまり高止まりの状況の長期化が懸念されますが、公共事業は県民の安全・安心を支える社会資本整備の根幹であり、地域の建設業者にとっても経営の基盤でありますので非常に大切なことだと思います。

資材価格の高止まりが受注した工事の経営状況を逼迫することも考えられますので、その高止まりについて、今後、円滑な執行と県内建設業者の経営安定に向けて県は今後どのような見通しを考えておられるのか聞かせていただきたいと思います。

根上建設技術企画課長 県が工事を発注する際には、予定価格の算出に用いる資材の設計単価は、価格調査を毎月実施し、その結果を翌月の設計単価に反映しております。

さらに、今回のように価格上昇が著しく、かつ入手が困難な資材については、必要に応じ見積りを徴収することにより、最新の実勢価格を反映した適切な予定価格の設定に努めております。

また、委員御指摘の公共工事の円滑な執行に向けて、今般のように資材価格の急激な上昇が生じた際には、単品スライド条項により受注者が実際の購入額に基づいて変更、請求できることから、この条項の適切な運用を出先機関に周知するとともに、書類の簡素化や請求できる要件の緩和措置を講じ、受注者がこの条項を活用しやすくなるよう改善を図ったところでございます。

さらに、資材単価の高止まりにより事業量が減少しないよう、令和9年度予算に向けての国への重要要望に中東情勢に伴う建設資材等の安定的な供給確保とともに、事業量確保のために必要な予算措置を講じることを盛り込んだところでございます。加えて、先週20日に金子国土交通大臣が来県された際に、知事から直接要望したところでござい

ます。

一方、県内建設業者を含む中小・小規模事業者の経営安定化に向けては、商工労働部所管の事業ではありますが、6月補正予算案に県融資制度の保証料率を引き下げた中東情勢特別対策枠の創設が提案され、資金繰り支援に万全を期すこととしております。

引き続き、県発注工事については、適切な予定価格の設定やスライド条項の運用に努めるとともに、この融資制度の周知について、所管する商工労働部と共に連携して取り組んでまいります。

大井委員 しっかりと取り組んでいただくよう、よろしくお願いします。

安達委員 私からは、中山間地域の振興について何問か質問させていただきます。

まず、農村RMOモデル形成支援事業の成果と今後の展開について伺いをしたいと思います。

昨年、この委員会の県内視察で氷見市の十二町地区へお邪魔させていただきました。

十二町地区では、地域のよさを次代につなぐことができるよう、併せて地域の課題解決を図り、地区で誇りを持って安心して暮らし続けることができるよう、地域の皆さんが十二町持続可能な地域づくり推進協議会を設立されて、この農村RMOモデル形成支援事業に参画をされておられます。そうした取組が非常に地域の皆さんのやる気を引き出しているということで、今はさらに最適土地利用総合対策事業で羊を飼われたり、あと榊を植えられたりして、それが結構需要があり、さらに面積を広げられていらっしゃると思います。先週、光澤副委員長と共に、ちょうどそこの皆さんの慰労会に顔を出させていただいたのですけれども、地域の奥様方というか、少しお年を召した女性の皆さんなど、

結構楽しく懇談されていらっしやって、こうした中山間地域でもそういった新たな取組が実を結んでいるのだと感じましたし、またそうした成功事例を見て、ほかの地域でもぜひとも取り組んでみたいというお話もあるようで、この農村ＲＭＯの取組はなかなかいい取組だと感じたところですが、一方で、国のほうではもう枠がほとんど残っていないという話も聞いたりするものですから、今後こうしたモデル地区だけでの取組で終わることがないように、成功事例の県内での横展開を図るとともに、モデル地区についても支援終了後に自走し、持続可能な取組となるよう伴走支援をする必要があるのではないかと考えておりますが、飛世農村振興課課長にお伺いしたいと思います。

飛世農村振興課課長 県内の農村ＲＭＯにつきましては、これまで４市１町の８地区で取組が行われており、うち５地区で３年間の支援が終了し、現在、自走の段階に入っております。

国の農村ＲＭＯモデル形成支援事業は、複数地域が農用地保全、地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持強化を図ることを目的として各地域で地域の実情に応じた取組が行われ、成果を上げてきたと考えております。

例えば十二町のほか、支援が終了した南砺市大鋸屋地区のほうでは、農用地保全のためのドローン操縦の資格取得の促進や地域資源を活用した新商品の開発、新たな地域のイベントの開催、デマンドタクシーの実証などに取り組まれてきておりましたが、デマンドタクシーにつきましては、実証の結果を踏まえて南砺市が取組の一部を継承するなど、行政との連携により持続可能な体制モデルが構築されたと考えております。

委員御指摘のとおり、この事業は、支援終了後も持続可

能な取組が行われていくことが重要であり、県としても今年度支援が終了する2地区に対して県主催のワークショップを開催し、地域経営の専門家を交えながら過去2年間の取組を点検、評価し、地域経営の分析を行っているところです。

中山間地域の農業生産や集落維持機能が弱体化している中、農村RMOの取組は大変有効であると考えております。県としてポータルサイトやSNSなどをはじめ、元気な中山間地域づくりセミナーなどのイベントにおいて県内活動事例を紹介するなど、県内各地域への横展開を図るほか、支援終了地域に対しても関係市町村と連携しながら持続的な取組が継続するよう、伴走支援に努めてまいります。

安達委員 せっかくいい取組をされているわけですから、ぜひともこれが末永く続くように、やはり持続可能な地域になって初めて成功すると思っておりますので、引き続き御支援を賜りたいのと、こういった取組をどんどんほかの地域にも広げていただければと思っております。

それと、同じく中山間地域の話で、今、食料・農業・農村基本法では、2年ほど前に改正をされましたけれども、これは地域社会の維持、農村の維持というのが大変大事だということをうたっておりまして、その中にはやはり、中山間地域等においては適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとするという法の条文もあります。今ほど申し上げました農村RMOに加えて、中山間地域等直接支払制度の、これも大変地域にとっては助かる、ありがたい制度ですけれども、一方で、お話を伺いますと、非常に書類作成などの事務負担が重いですとか、使い道の制限も多く、また交付金の使途が細かく制限をされていて、

本当に必要な地域活動や個人のモチベーション向上につながりにくい部分があるという声もお伺いしておるところでありまして、令和7年度から第6期の対策に取り組まれておりますが、利用しやすい制度であることが重要であると考えますので、要件の緩和や事務手続の簡素化、特にこの中山間地域というのは若い人が少なかったり、パソコンを使うのも苦手な方が多かったり、年配の方が多いわけですから、ぜひとも誰でも使いやすい制度になるように国に働きかけをしていくべきではないかと考えますが、飛世農村振興課課長にお伺いをいたします。

飛世農村振興課課長 本制度は、昨年度から第6期対策に移行し、高齢化による参加者の減少、担い手やリーダー不足などにより活動の継続が困難となっている現状を踏まえ、多様な組織などが活動への参画、集落協定間での連携を促進し、将来にわたり農業生産活動が継続的に行われる体制づくりというのを今進めております。

具体的には、複数の集落協定が連携して草刈りなどの活動などを共同化することや、協定の統合、または自治会など多様な組織の参加に向けた計画を作成する場合には、これまでと同様の支援を受けることができることとされております。

また、加算措置としまして、スマート農業による作業の省力化への支援としてスマート農業加算などが拡充されているところでございます。

委員御指摘のとおり、より利用しやすい制度に関しましては、現在、国において本制度の拡充や運用改善に向けた検討が進められているところではありますが、現時点でその詳細は示されていない状況です。

県としましては、本県の中山間地域において高齢化や担い手不足が進む中、農地の維持管理等を継続していくため

には、条件不利の実態に配慮した支援の拡大が重要であると考えております。

このため、去る6月3日の国への重要要望におきましては、庄司委員長、光澤副委員長から農林水産省へこの内容について要望活動を行っていただいたところでございます。

引き続き、県では、国の検討状況について情報収集に努めるとともに、市町村や集落協定の皆様から現場の声を丁寧に把握し、要件の緩和や事務手続の簡素化など、より使いやすい制度となるよう、必要に応じて国に要望してまいりたいと考えております。

安達委員 既に委員長、副委員長のほうからも要望していただいたということでありがとうございました。私どもも、しっかりと国会の先生等にもお願いをして、要件の緩和に努めていきたいと思っております。

次に、クマ被害対策についてお伺いします。

今年も全国各地でクマの出没のニュースが連日流れているところであります。本県においても、既にけがをされた方も出ておりますし、先週も朝日町で緊急銃猟が行われたということでもあります。

もともとクマは、春はあまり活発に活動しなくて、秋になると餌を求めて非常に活発に活動するわけですがけれども、最近は春でも多くのクマが目撃をされているということで、随分と環境が変わってきたと考えさせられます。

農林水産部のほうでは、クマ対策緊急3箇年森林整備事業ということで実施をされていますが、昨年度も出没が大変増えておりました。対策の強化が必要となる中、本年度が緊急3か年事業の最終年度ということになります。これから引き続き森林整備や里山整備に取り組み、クマの出没抑止に努めるべきだと考えますが、本年度はどのように取り組んでいくのか、そして来年度以降はどういった方針

を考えているのか、四十住森林政策課課長にお伺いをしたいと思います。

四十住森林政策課課長 県では、平成19年度から水と緑の森づくり税を活用しまして里山林の整備を行っておりますけれども、クマ対策緊急3箇年森林整備事業につきましては、令和5年のクマの出没が636件であり、その前年が221件で、プラス415件という大量出没を受けまして、令和6年度から実施している事業でございますが、令和7年度までの2年間で3市8地区におきまして、緩衝帯の整備を含めました里山林の整備を46ヘクタール、それから電気柵の設置3,980メートルを実施してきたところでございます。

また、最終となります今年度につきましては、2市2地区におきまして里山林整備15ヘクタール、電気柵1,000メートルの設置のほか、事業の実施前後のクマの出没状況を観測するために設置しております自動撮影カメラの映像を分析しまして、クマと人のすみ分けの効果を検証することとしております。

一方で、この事業の財源となっております水と緑の森づくり税につきましては、延長の賛否も含めまして、昨年、県民意識調査を行いましたところ、期間の延長に賛成との回答は、県民、企業共に95%程度と非常に高い信任をいただいているということ、それから里山再生整備のための事業につきましても、「継続して取り組むべき」、また「内容を充実して取り組むべき」といった回答が91%以上となっております。さらに、自由意見の中でも、「クマは大変なので、里山の整備が必要」という熱いコメントもたくさん寄せいただいているところでございます。

こうした県民意識調査の結果や、さらに委員に御紹介いただきましたが、昨年のクマの出没件数が1,059件ということで、また人身被害も6件と大幅に増加をしたというこ

とを踏まえますと、この事業によるクマ対策の継続のニーズは非常に高いと考えております。

今年度策定予定の富山県森づくりプランにおきまして、水と緑の森づくり税の課税期間の延長と併せまして、この3年間の取組効果を検証して、実施主体であります市町村の意見もお伺いしながら具体的内容について検討してまいります。

安達委員 今ほど県民意識調査で大変高い支持率といたしますか、90%を超えるような賛成をもらえる事業はなかなか少ないのではないかと思います。皆さんの関心も高く、やはり必要だと県民の皆さんも感じていらっしゃると思いますので、延長はぜひしていただきたいと思っておりますし、これだけの賛成意見があるということで、さらに対策を強化して事業をしっかりと強力に前に進めて行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡崎委員 富岩運河環水公園の水質について、まず冒頭お尋ねしたいと思っております。

富岩運河環水公園においては、たち川取水堤の損傷が今起こっておりまして、そのため、本来ならたち川上流からこの富岩運河に対して流入をさせるわけですが、その機能が十分ではない状態となっております。

現在、県として応急的に排水ポンプを稼働されて、河川水の供給などの対策を講じておられるわけですが、この梅雨時から夏場にかけて水量が少ないと富岩運河の水質の劣化が起こって、いつも藻などが生えて、それは取り除いていただいておりますが、問題なのはやはり異臭が起これということだと思います。

環水公園については、県下でも有数な観光名所にもなっており、世界で一番美しいスターバックスもあったり、大

変大事な県の施設だと私は認識しております。そういった意味では、イメージを損なわないようにやはり早急に対策を打っておく必要があるのではないかと考えております。

高野都市計画課長の所見をお願いしたいと思います。

高野都市計画課長 都市の貴重な水辺空間を活用した富岩運河環水公園は、県民の憩いの場であるとともに、県内有数の観光名所となっていることから、良好な水質を保つことは極めて重要であると考えております。

委員御指摘のとおり、令和5年7月にいたち川取水堰が損傷し、公園内への河川水の供給が困難な状態となりました。このため、県では応急的にポンプを増設いたしまして河川水を補給するとともに、いたち川への放流により公園内の水を循環させ、水質の維持に努めておるところでございます。

なお、取水堰の恒久的な復旧につきましては、今年度、河川管理者におきまして詳細設計を実施する予定であり、早期の復旧に向けて取り組んでおります。

公園内での水草の繁茂は、水上ラインの運航上の支障となるほか、腐敗による水質等への影響も懸念されますことから、従来から行っております刈取り船による除去作業に加えまして、応急対策といたしまして、昨年は特殊なアタッチメントを装備した作業船によりまして水草を根元から除去する作業も実施いたしまして、今年度はその効果を注視してまいる予定でございます。

そのほか、ポンプによる補給の安定化を図るため、取水部にごみの流入対策としてスクリーンも設置しておるところでございます。

委員御指摘のとおり、これから本格的な夏場を迎えるに当たり、気温の上昇に伴う藻の発生や水質の悪化、異臭も含めまして、公園の魅力が損なわれることのないよう、引

き続き状況を注視しながら、庁内の関係部局と連携いたしまして応急対策を継続し、公園内の水質維持に取り組んでまいります。

岡崎委員 取りあえず今の対策を継続されるということで、一方では、担当課のほうでもう修繕の詳細設計に入ったということですか。

高野都市計画課長 そうです。

岡崎委員 担当課は河川課で、若林課長でよろしいですか。どのような修繕されるのか、少し分かる範囲でお答えいただけますか。

若林河川課長 現在のいたち川取水堰につきましては、ゴムの袋体に水を注入いたしまして、膨らませていたち川の水位を堰上げするという構造となっております。その袋体が損傷し、それが膨らまない状況というところがございます。

基本的には、現在のものを新たにやり替えるというような形をベースに、将来の維持管理も含めまして、どのような形が将来コストも含めまして最適かということを現在併せて検討しております、具体的なところまではまだ答えできる状況ではございません。

岡崎委員 詳細は今検討中ということですが、同じ形態にするということであれば、前回なぜ破れたのか調査されて、今度は破れないように検討されているという認識でよろしいですね。

若林河川課長 当然、破れないようにというところも考慮した上ではございますが、やはり問題は、現在の川の中にあります。工事をする際に補修が難しかったのは、現在の川をどう切り回すか、水を流しながらどのように補修工事をするのかというのが大きな課題であり、そちらの観点も十分考えながら、補修もしやすいという観点で、どれが一番コストのメリットがあるかということを重視しながらやり

たいと考えております。

岡崎委員 分かりました。しっかりまた取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今度はとやま輸出ジャンプアップ計画にも関連をする話でありますけれども、米などの県産作物の輸出戦略について少し伺いたいと思います。

まず、本会議などでも議論されておまして、入善町の大きな企業がお米をパックで輸出していくというお話が出ておりました。かなりいい展開になるような感じで期待ができるわけですが、パック御飯などの輸出が進展する中において、県内の米生産者の皆さんはそれをどのように見ておられるのか、その反応や県の戦略について、伴市場戦略推進課長にお願いします。

伴市場戦略推進課長 パック御飯につきましては、日本食ブーム、御飯食が海外で非常に浸透しつつあるということで、本県のおいしい水で炊き上げた御飯がそのまま味わえるメリット、そしてライフスタイルも海外のほうでも大分進展しておまして、その変化に合わせて時短需要を取り込むことなどが期待されております。

県では、現在、米・米加工分野における富山県地場産業成長プランの策定を進めているところでございますが、その中で生産者と加工事業者、そして流通販売者の連携体制の強化を進めること、そういったことによって栽培面積が着実に増加している「富富富」をはじめとする米、さらにはそれを加工して使う付加価値の高い米加工品の輸出拡大をパッケージ化してこれまで以上に出口を意識した戦略で進めていくことを考えております。

県内で生産されました輸出用米の輸出のルートですが、大きく分けて2通りございます。一つは、JA系統から米穀卸を経由して輸出するルートであり、現在、県内では9

つのJAさんのほうで取り組まれております。もう一つは、生産農家が商社と直接取引して輸出するルートでございます。

いずれのルートを利用するにしましても、県内の生産者にとっては、輸出用米を生産し販売することができることから、国内の米需要の減退が見込まれる中、将来の経営安定を見据えると海外の販路を確保していくことは重要かつチャンスになり得るものと、皆様、肯定的に評価されていると私どもは認識しております。

岡崎委員 反応はいいということですね。

それで、輸出用米は米による米の転作なのですね。要するに、需要は国内ではないということで、これは別の物を作っているということですが、結局同じ物を作っているわけですね。

そういう中で、麦や大豆等の畑作物による転作を行う必要がないということで、報道にもあったのですが、米を作るという意欲が落ちないということにもつながっているとお聞きしておりますが、所見をお願いしたいと思います。

伴市場戦略推進課長 御指摘のとおり、輸出用米につきましては、国の制度上、主食用米の取扱いとならないとされております。ただ、主食用米に比べて取引価格が低いというデメリットがございます。

しかし、その一方で、需要に応じた米生産の制限を受けないこと、また畑作物ではなく米そのものの生産が可能であることから、農地、施設、技術等をそのまま活用でき、生産コストの削減につなげるメリットも大きいと考える生産者は多いと感じております。

実際、輸出用米に取り組んでおられる県内の農業生産法人の方にお話をお伺いしたところ、当初は、輸送手段、あるいは代金回収など、不安材料がいっぱいだったというこ

とですが、実際、この輸出事業者と話をする中で、やはり富山のお米をしっかりと海外で売りたいという事業者と出会われたということで、その方の話を聞いたときに、実際に海外のマーケットを目指したいと考えられたそうです。やはり将来の経営を考えますと、世界で勝負していかないといけない、また、輸出量は大きくございませんが、なおかつ販売価格が低くても生産コストが抑えられるということもメリットの一つと考えられるので、この後も輸出を伸ばしていきたいというお話もお聞きしたところでございます。

県内では、「富富富」についても令和7年産から輸出用米への取組を始めているところでございまして、県としても、海外ニーズに基づき富山米を輸出する環境を整え、こうした意欲ある生産者、あるいはJAさんの取組を後押ししてまいりたいと考えております。

岡崎委員 地元の農家さんも転作をされて、今年は大豆とか、今年はお米とか、いろいろ苦労しておられますが、一方では米として主食用米外として転作で扱えるので、作業効率や費用は、仮に大規模化しなくてもかなり抑えられるのではないかと少しお話を聞いて思っておりました。

もう1点は、オレゴン州における県産作物の評価、この間ずっと輸出額の増額に向けていろいろなイベントをやっておられると思うのですが、この評価がどのような感じなのかと。市場がいろいろあって、オレゴン州に私は行ったことがないのですが、どのような感じで、どのような受けがあるのかと思いますし、また、さらに今度、全国知事会のニューヨークでのプロモーションがあるということで、オレゴン州の例を参考にしながらも、どのような戦略を持って臨むのかお聞きをしたいと思います。

伴市場戦略推進課長 本年は、富山県とオレゴン州の友好提

携の35周年の節目の年でございます。非常にオレゴン州の皆様は親日、そして富山ファンも多いという州でございます。

オレゴン州の農林水産物等の輸出の取組につきましては、昨年度から本格的に行っているところであり、オレゴン州の富山県人会の皆様に大変協力していただき、連携して小売店やレストラン、そういったところでフェアを実施させていただいておりました。

昨年度の結果につきまして、実際、フェアに持っていきましました商品でございますけれども、18事業者の72商品を現地で販売させていただいておりました、特に富山米として「富富富」を中心に販売させていただきましたが、3日間のフェアの期間中に150袋完売ということで、県産品の評価というのは非常に高まっていると考えております。

今年度につきましても、委員から御紹介のございましたオレゴン州、そしてニューヨークのほうでプロモーションをさせていただきますが、まず、来月から8月上旬にかけて富山県フェアをオレゴン州のほうで開催いたします。そのフェアを通じまして、当然のごとく、商品や米国へ輸出する事業者の数をどんどん増やしていくという戦略に加え、さらに、新たな販路開拓というのも当然図っていかねばいけませんので、今回、現地参加される事業者さんと共にバイヤー訪問等も行う予定としております。

また、10月のニューヨーク、全国知事会の海外プロモーションでございますが、現地の貿易会社、あるいは現地系のスーパー、レストランを取り扱う多くのバイヤーさんとの商談を予定しております。新田知事にはトップセールスをしていただくことにしておりますが、既にアメリカに輸出しておられます米、日本酒などの事業者の商流拡大、そして今後の富山県の、本県の輸出拡大を進めるためのアメ

リカの東海岸側の拠点づくり、そういったものにも取り組んでまいりたいと考えております。

岡崎委員 お米を中心にして、非常に評価が高いようにお聞きして思いました。ニューヨークでは、恐らく全国知事会で行かれる話であり、富山だけではなくて、いろいろなところから当然行かれる中の富山ということになるので、周りもライバルという感じになるのではないかと思いますので、ぜひ受け入れていただけるようにまた商品展開をしていただきたいと思います。

そこで、最後に津田農林水産部長にお伺いします。

このとやま輸出ジャンプアップ計画は今年度いっぱいですよね。120億円という目標設定がされておりますが、この目標設定の内訳を農林水産部のホームページから見ていると、かなりお酒に特化した形になっておりますけれども、そこがちょっと伸び悩んでいるという感じもいたします。これを何とかしないと、この120億円にはなかなか到達できないのではないかと思います。この間の経緯、それから今後の戦略などについて津田部長に総括的に答弁いただきたいと思います。

津田農林水産部長 この輸出ジャンプアップ計画は令和3年度につくったものでありまして、そのときは私、農林水産部の次長でしたので、その経緯もよく知っております。当時、最初はもう少し低い値のものを目標として掲げていたのですが、委員の皆様から、それでは駄目だろうということで、特に日本酒については伸びがかなり大きいというお話も聞いて、その前の年が12億円だったものを10倍にして、120億円にするというかなりチャレンジングな目標値を立てさせていただきました。

それで、これまで毎年、毎年、輸出をする人たちの裾野を広げるための取組や、地域商社をつくるなど、いろいろ

なプロジェクトをやってまいりまして、今回、令和7年度に約82億円という数字になりました。残り1年間で本当に120億円を目指して頑張りたいともちろん思っております。

その中で、すぐに1年間で米が日本酒の代わりに40億円を埋めるのかといったら、それはなかなか難しいとは思いますが、輸出をするときに非常に大切なのは、農産物の場合は品質ももちろんありますが、まず安定的に供給できることが一つ、そしてその次に価格面で優位性があることです。しかし、米の場合は他国と競合しますので、価格面での優位性はなかなか難しいと思います。ただ、それを補うために付加価値をつけるということで、このパック御飯は付加価値の最たるもので、北アルプスのおいしい軟水の水で炊き上げたものでございますし、「富富富」という名前がいいということもございます。このように、パック御飯を先頭にして、米については売上げを伸ばしていきたいと思っております。

特に、国内マーケットが減る中で持続可能な農業ということを見ると、食料安全の観点からもやはり海外から稼ぐことを強化する必要があると思っております。今年度中に令和9年度以降のジャンプアップ計画を新しくまたつくる予定にしておりますので、これまでの経緯、それから取組などをしっかり検証の上、しっかり引き続き取り組んでいきたいと思っております。

岡崎委員 ぜひ120億円に少しでも近づくように、オレゴン州からニューヨークにかけて頑張っていたきたいと思います。

奥野委員 私からは2問あり、まず初めに、富山駅付近連続立体交差事業の完成時期について伺いたいと思います。

物価高騰や人件費の上昇に加えて、ここ最近では中東情勢によっても県内の工事、大変いろいろなところで影響が

出ています。

先般の期成同盟会の際には、この影響や、スケジュール感のようなものの説明はありませんでした。

以前は、令和5年に物価高騰とか人件費の上昇の影響で大体工事費が81億円余り増えますとか、2026年度完成予定としていたものが2028年度になり、2年間ぐらい工期が延長されるのではないかという見通しの説明があったと思いますけれども、現状どのような見通しなのかについて確認したいと思います。

高沢都市計画課課長 富山駅付近連続立体交差事業のうち、現時点で未完了となっている富山地方鉄道本線の高架化につきましては、令和元年に県が令和12年度末までの国の事業認可を受け実施しております。

工事は、県と富山地方鉄道との間で結んだ協定に基づき富山地方鉄道が進めておりまして、現在、高架橋や駅舎の工事が鋭意進められているところであります。

高架化工事はこれまでに、委員御指摘のとおり、物価高や人件費の上昇、能登半島地震による人手不足などが工事工程に影響を与えております。

また、現時点で中東情勢の影響による工程の遅れは生じておりませんが、今後の影響は不透明な状況となっております。

さらに、これから実施するいち川橋梁の設置工事や仮線の撤去工事は、営業線に挟まれたこれまで以上に狭い空間での施工となりますので、地鉄電車の運行時間を避け、夜間工事を繰り返しながらの時間的制約の多いものとなります。

こうした状況を踏まえまして、県では、現在、富山地方鉄道の意見を聞きながら事業費と併せ全体工程の精査、見直し作業を進めておりますので、現時点で完成時期につい

てはお答えできる状況でないことを御理解願います。

連続立体交差事業は、富山駅周辺の南北一体化の推進や市道のアンダーパスが解消されるなど、市街地における防災・減災にも資する重要な事業でありますので、引き続き、国、富山市、富山地方鉄道と連携して、早期の完成に向けて取り組んでまいります。

奥野委員 この後残っている工事が、すごく狭隘な場所でどのようなやり方でやっていくかという話は、先日の期成同盟会の中でも御説明いただいたところです。当初思っていたよりも、多分難工事になるのだらうという印象は受けていたのですが、今の課長の答弁からいくと、完成時期や工事費について不透明な部分が大きくて精査しているということは、いわゆるもっと工事費がかかるであろうし工期も延びるであろうと、こういう上で、誤差の範囲ではなくて、かなり増加しそうとか、かなり延びそうという意味で不透明という言い方をされているのか、そのニュアンスについて確認したいと思います。

高沢都市計画課課長 先ほど申しました事業費と全体工程の見直し作業につきましては、富山地方鉄道の意見を聞きながら進めておりますが、同時に国との協議も必要でございまして、期間的にいいますと9月末頃をめどに精査を完了したいと考えております。

現時点では、申し訳ございませんが、御説明できる状況ではございません。

奥野委員 説明できる状況ではないぐらい今、その精査に時間がかかるし、国との調整にも時間がかかるし、見通しが立たない状況だということと理解いたします。

ここも随分長い期間の工事になっていきますので、また今後の見通し分かり次第、周辺の地域も含めて御説明いただきたいと思います。

次に、ＬＥＤ照明の県発注工事への影響について伺います。

なぜいきなりこのようなＬＥＤ照明の県発注工事の話を持ち出したかといいますと、地元の県道交差点——結構大きいところですけども、ちょうど交差点の四つ角に大型の車用の照明があり、そのうちの対角線２つの照明が切れていたもので、４月に地元の土木センターのほうに、すごく車通りの多い交差点だから、なるべく早く直してほしいというお願いをしていたのですけれども、６月に入ってもそれが直っていないということで確認いたしました。

そうすると、もう発注はしているけれども、ＬＥＤ照明が手に入らないというか、入荷ができないという説明を受けました。ＬＥＤ照明なので、中東情勢は関係あるのかなのか、気になって聞いてみると、どうやら半導体の関係ではないかというお話も伺いました。今、いろいろなところでいろいろな影響が出ているのかなと気になっています。

特に、この照明については、例えば公共施設でも蛍光灯からＬＥＤ照明に切り替えてくださいという集中期間が設けられていたり、あとは今年１月から蛍光灯自身は順次製造や輸出入が制限されて、来年度には全て終了となるという方向性も出ているところでもあります。実際、どの程度、どのような理由で影響が出ているのか、まさかうちの近所だけピンポイントに部品が入らないということではないと思っているのですが、確認しておきたいと思います。

根上建設技術企画課長 県では、２０５０年までのカーボンニュートラルの実現に向け、建物の照明器具、あるいは道路照明灯などの県有施設のＬＥＤ化等を計画的に進めているほか、水銀灯などが球切れした場合にもＬＥＤ照明に交換しているところがございます。

今、委員御指摘のとおり、ＬＥＤ照明につきましては、

コロナ禍以降の世界的な半導体不足の影響、あるいは今後2027年末までに蛍光灯ランプの製造輸出入が禁止されることも重なりまして、LED照明への切り替え需要が全国的に増加しており、本県でも納期が長期化している状況にあると認識しております。まだ今後もしばらくこの傾向は続くと思われます。

このため、県が計画的に行っているLED照明の新設や更新工事では、発注段階において資材の納期を勘案しまして従来よりも二、三か月程度工期を長くし、発注時期を早めることで完成時期に影響がないように努めているところでございます。

一方で、今、委員御指摘されましたように、照明灯が球切れ等で突発的な修繕を行うという場合につきまして、LED照明は、やはり入荷まで時間を要しているというのが現状でございます。この場合、納期の早い製品を探したり、あるいは、場合によっては他の場所の照明灯の更新工事の際に発生しました水銀灯等のリユース品を活用し、応急的に点灯させる対応も含めて、早期に復旧できるよう努めてまいります。

奥野委員 半導体の関係も世界的にということでもありますけれども、多分、当初の想定以上に品物が足りないとか、流通に影響が出ているとか、いろいろなことがあるのだと思います。

これにつきましても、今もう既に発注時期を早めたり、いろいろな対応していただいているということでもありますけれども、特に道路照明につきましては、安全対策に直結することですので、なるべく支障がないように早い対応をお願いしたいと思います。

武田委員 今日は、3問4項目についてお願いしたいと思います。全て澤道路課長に答弁いただきたいと思います。

そろそろ夏の甲子園の富山県予選も始まるということでもあります。ちょっと御紹介しますが、澤道路課長は富山県軟式野球連盟の役員もしておられるし、私と同郷でございます。南砺市野球協会の審判部長もしておられて、夏のこの大会に大活躍されるということでありまして、また皆様方に違った意味で応援していただきたいと思います。

今日の質問も、武田がいい質問しているのか、駄目な質問をしているのかというジャッジをしていただければありがたいのかなと思っております。

平成20年の豪雨災害、ちょうど来月の7月ぐらいの頃でした。大雨が降って大洪水になったということで、多分、線状降水帯が発生していたのだろーと思います。

その長楽寺福光線の中でも北信橋という橋があって倒れかけていました。倒れていたら、すぐに架け替えという話もあったのですが、この路線というのは、ここにいらっしゃる宮本幹事長が、ちょうど政調会長をしておられる頃から架け替えの話が出ていて、もう老朽化していたということで、政調会でも本当に長年見ていただいたところであるのですが、一向に進んでいかないという状況がありました。

平成25年に、予算特別委員会でまだまだ昭和39年の橋なので、そんなに年数が経過していないという話もありましたが、前後が改良されて橋だけが狭隘部分になっているということでしたので、そのとき、当時は架け替えに向けて検討していくことを明言されました。

それと、もう1か所気になっているのが、今、南砺市役所の市役所前工区に国道304号の改良に伴った長楽寺福光線の踏切がありまして、第二北野踏切といいます。そこがやはりなかなかJRとの協議がうまく進んでいかないということでもう十数年たっているわけでありまして、何年にもわたって何回も、奥野政調会長のときにも見ていただい

て協議をしていただいたのですが、第三者との協議も必要とのことで、本当に難しい部分があるということです。

そこで、今、県道のこの長楽寺福光線の進捗状況、今年度の対応についてどのようなことになっているのか、澤道路課長にお聞かせ願いたいと思います。

澤道路課長 まず、県道長楽寺福光線の南砺市北野から信末地内の山田川に架かる北信橋についてです。

この橋ですけれども、今、御紹介のありましたとおり、前後の橋梁取付け部を含めまして幅員が約5メートルと狭く、大型車のすれ違いが困難で、かつ歩道がないなどの課題がございます。

こうしたことから、橋の架け替えに向けて、令和2年度から平面測量、地質調査、橋梁形式の検討、道路予備設計など、順次調査設計を進めているところでございます。

現在は、昨年度から引き続いて、周辺の河川条件、用地条件、これを整理しつつ、新設橋梁を架設する際の進入路でありますとか、作業ヤードなどを検討しているというところでございます。今年度は、さらに現在の橋梁を撤去する方法も検討することとしております。

次に、南砺市荒木地内のＪＲ城端線、第二北野踏切についてです。

この踏切ですけれども、付近に小学校や市役所があり、幅員が約4メートルと狭くて歩道もないということから、令和6年1月に踏切改良促進法に基づく改良すべき踏切に指定されております。このため、令和6年度から踏切を含む延長105メートルの区間、拡幅整備を着手しております。

これまでに踏切前後の区間も含めて用地買収、物件補償を進めるとともに、踏切部分について、地元の協力もいただきながら、鉄道事業者であるＪＲ西日本さんと工事に向けた協議を進めておりまして、今年度中の工事委託契約の

締結を目指しているところでございます。

県としましては、引き続き、いずれの事業においても地元や関係機関と協議調整しながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

武田委員 大変分かりやすい答弁をいただきましたが、ＪＲさんにとって踏切拡幅というのは、大変デリケートな部分であります。特に何かの条件をつけられているとか、そういったことはないのでしょうか。

澤道路課長 ＪＲさんのほうからは、踏切を拡幅する際には、ほかの踏切の数を減らし総量を減らしたいというお話がございまして、その調整にいろいろ苦勞をしているところでございますが、おおむね地元の御理解を得ながら、結論については大体めどがついたというところでございまして、本年度中の工事委託契約に向けて引き続き調整をしているところでございます。

武田委員 続きまして、県道砺波福光線の４車線化への対応についてであります。

この改良区間には、２車線区間と４車線区間があるわけですが、特に私が気になるのは、何度も政調会で見せていただいた砺波市内の苗加地内の部分は何年たっているのかということであります。なかなか４車線化ができていない、改良ができないというようなことであって、私も夜に通ったときに、ピカピカと光る安全対策をしていらっしゃるのを見たのですが、あと歩道をもう少し改良すればできるのにか、中央分離帯をもう少し設置すればできるのに思うのですが、一体いつになったら４車線部分が改良にたどり着けるのか、この部分の説明と答弁をお願いしたいと思います。

澤道路課長 今、お話のありました県道の砺波福光線ですけれども、砺波市中心部を起点としまして、南砺市福野市街

地を經由し、福光の中心部に至る砺波圏域の重要な幹線道路であります。

これを踏まえ、御質問の区間については、用地の確保が非常に難航していましたが、平成28年度からようやく着手できまして、4車線化を進めているところでございます。

今現在、必要な幅員に広げる改良工事というものは完了しておりまして、現在は残る舗装工事を実施しているところでございます。

より安全な供用開始に向けまして、交通管理者、地元関係者と視線誘導標や区画線という交通安全施設の整備について協議、調整しながら、今、工事を進めているところであります。9月末までに供用開始できるよう目指して進めているところでございます。

武田委員 あそこは、夜になると本当に見にくかったり、早い対応が求められているのだろーと思いますので、なるべく早くお願いしたいと思います。

次に、県道の改良工事における安全対策についてであります。

6月1日、過日でございますが、県道砺波福光線の南砺市の吉江中地内、この工事現場で一般車両事故が発生しました。私はちょうど事故直後に行きまして、まだ警察の方も対応されていないときでした。

こういったところの事故防止に対する安全対策をどうしておられるのか、数年前にもこの同じようなところでの自損事故を発見しておりまして、ぜひどういう対策を取っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

澤道路課長 今、お話のありました南砺市吉江中地内では、安全で円滑な交通の確保を図るために拡幅整備を進めております。現在、拡幅部分の官民境界に設置するL型擁壁工や、側溝工などを施工しているところでございます。

御指摘の交通事故でありますけれども、砺波方面から福光方面へと走行しておりました一般の車両が工事区域と車線の境界に設置してありました仮設防護柵に衝突したものでございます。

事故の原因ですけれども、工事の安全対策の不備によるものではなくて、運転手の方が運転操作を誤ったものでありまして、幸いにも運転手の方におけがはなかったと伺っております。

作業中に発生した事故であり、これまた幸いにも、工事関係者の人的被害はありませんでしたが、衝突により仮設の防護柵が5基破損しました。交通事故発生後、受注者により速やかに仮設防護柵を再設置していただきまして、現場内の工事保安灯や視線誘導標の再点検も実施いただきました。

引き続き、県としましては、稼働中の工事現場の安全管理に万全を期すよう受注者を指導していきたいと考えております。

武田委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今日の朝刊に、中日本高速道路管内で、工事規制内の侵入事故が増加しているという記事もありました。数字として、約4年で約3倍近くの事故が発生しているとあり、僅か4年で3倍近くも増えるものなのかと思いました。

今、澤課長がおっしゃったように、前方不注視が9割を占めるという数字も書いてありました。それこそ工事箇所が増えているから、当然増えていくのかなとも思いましたが、県内の道路を振り返っていただいて、昨年度1年間で県道の改良工事中の現場で発生した一般車両の工事事故の件数を教えていただきたいのと、また、複数件発生している路線はあるのかということ、それと、複数件の事故が発生している原因について、これは運転者の不注意が原因な

のか、それとも発注者、そしてまた受注者の安全対策の不備が少し見られたのではないかとということを問いたいわけであります。

あわせて、県道改良工事において工事期間中に交通事故が発生した場合、その後の安全対策は発注者及び受注者がどのように取り組んでいかれるのか、一つ目と同じような質問になるのですが、もう一度、澤道路課長にお尋ねいたします。

澤道路課長 県管理道路においてですけれども、令和7年4月1日から翌年の3月31日までの昨年度1年間、道路改良工事中の現場で発生した一般車両の交通事故は4件でございました。そして、昨年度中に限ると、同一路線で複数件発生した事例はございませんでした。

しかし、県道砺波福光線では、先ほど御指摘いただきました今年6月の南砺市吉江中地内の事故とは別に、砺波市苗加地内の工事現場において、今年3月、一般車両の交通事故が発生しております。したがって去年と今年を合わせて2件ということになりますが、この2件の交通事故は、運転操作の誤りなどとして単独事故として処理されており、受注者の安全対策の不備が原因ではなかったと考えております。

事故後には、速やかに損傷した仮設防護柵の交換や、現場内の視線誘導標などの再点検も行っております。

加えて、さらなる安全対策を受発注者間で検討しまして、夜間の視認性を向上するために現場の工事用保安灯を増設する対策を実施しているところでございます。

公共工事では、契約約款によりまして、現場の安全管理は受注者が責任を持って行うものとされております。

また、建設工事の安全対策については、労働安全衛生法や土木工事共通仕様書などにおいて規定されているところ

でありまして、県としましては、これらの安全関係法令等を遵守するよう受注者に対して指導していきたいと考えております。

武田委員 1年間で4件ということで、例えば5年間にすると20件ほどあるのかなと思いますが、そういうデータはあるものでしょうか。

澤道路課長 今、調べたのは昨年と今年に入ってからのもので、調べれば分かります。

武田委員 いろいろはきはきと、てきぱきと、ストライク、ボールもしっかりと発言いただけるだろうと思います。本当に的確な答弁をいただいたことに感謝して質問を終わります。

光澤委員 私からも、澤道路課長に質問させていただきたいと思います。

私のほうからは、先日の予算特別委員会の質問に関連して1問だけ伺いたいと思います。

22日の予算特別委員会において国道415号の整備状況等についてお聞きしたところですが、川上土木部長から御答弁いただいたとおり、着実に進めていただいているものと理解しております。

そこで、本日は国道415号の整備に伴う現道の移管についてお聞きしたいと思います。

国道415号谷屋大野バイパスについては、先ほど申し上げたとおり整備が進められており、本事業完了後には、現道区間が氷見市へ移管される予定と承知しています。

こうした中、先が大分見えてきたものですから、地元のほうからは移管後の維持管理に支障が生じないように、十分な整備を行った上で移管してほしいと、そういった要望が最近強く聞こえてくるわけでございます。

そこで、県としてどのように対応していくのか、澤道路

課長に伺います。

澤 道路課長 県では、バイパス整備に伴って現道区間を市町村に移管する場合、傷んだ舗装の補修でありますとか、老朽化した側溝の修繕など、移管に必要な修繕工事を実施することとしております。

その内容については、移管先となります市町村と協議し、合意をいただいた上で県が工事を実施し、完成後に移管しているところでございます。

お尋ねの国道415号の谷屋大野バイパスの整備に伴う移管については、平成20年8月、県と氷見市とで協定書を締結しております。この中で、バイパス整備後に現道区間を市に移管することとしております。

既に整備が終わりました平成26年11月に部分供用しております谷屋地区の1.1キロメートルの事例ですけれども、この現道区間については、修繕内容を氷見市と協議した上で必要な修繕工事を実施しまして、翌平成27年3月に移管しております。

また、現在整備中の谷屋地区から大野地区までの現道区間についても、令和4年度から氷見市と現地立会いなど協議を進めておりまして、計画的に消雪施設の更新でありますとか、道路照明灯のLED化、こうしたものを実施しております。

今後、舗装やその他の道路施設の修繕についても協議を進めまして、移管に必要な工事を実施してまいりたいと考えております。

光澤委員 適切に進めていただいていると思いますが、なぜ地元からこういう話が出るかというと、少し先が見えてきたということと、この谷屋大野の区間は非常に長いということ、あとはやはりいつできるのかということが明確に言えないという状況の道路もあるものですから、しっかりと

進めていかないと、結局移管のタイミングがはっきりしない中、いろいろと長い道のりがあるということで、地元の皆さんの大丈夫かなという声であると思っています。

また地元の皆さん方とも、結局、自治会がまたがっているものですから、また聞き取りなどをしながら丁寧に進めていただければと思います。

庄司委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

5 行政視察について

庄司委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

まず、県外行政視察の実施につきましては、お手元に配付してあります視察案を基本として実施したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、この決定に基づき、今後事務を進めてまいります。が、視察先との調整において、内容の一部に変更が生じる場合が考えられますので、その変更については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施してまいりたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

た。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。